

令和 8 年 4 月

大規模災害被災者に対する入学検定料免除の特別措置について

國學院大學では、平成 28 年度に「大規模災害学費減免制度」を制定し、災害対策基本法第 2 条第 1 項に定めた災害により被災し、「主たる家計支持者が、災害救助法適用地域に居住している」等の所定の要件を満たした新入生・在学生への経済支援を実施しております。

該当する受験生は所定の手続きをお取りくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 特別措置の対象者

本学への志願者のうち、令和 8 年 4 月 1 日から入学試験日前日（書類選考の場合は、出願締切日）までに、主たる家計の支持者が「災害救助法適用地域」に居住し被災、または、「災害救助法適用地域」に単身赴任及び出張等で重度の被災を受けた者。

「災害救助法適用地域」の詳細は、「災害救助法の適用状況」（内閣府ホームページ内）をご確認ください（http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html）。

2. 申請要件

入学検定料免除の特別措置の申請が可能な者は、以下の①～⑤のいずれか一つに該当する者。

- ① 被災当時の家計支持者の死亡またはこれに準ずる高度障害
- ② 被災当時の家計支持者が居住する家屋の全壊/全焼/全流失/大規模半壊/半壊/一部損壊
- ③ 被災当時の家計支持者の収入または所得の激減
- ④ 被災当時の家計支持者の居住地が避難地域等に指定され、継続避難中
- ⑤ その他（大規模災害に起因した家計状況の悪化等）

3. 申請方法

以下の書類を出願書類と併せて提出してください。その際、入学検定料の支払いは不要となります。なお、出願後の手続きも可能です。

【必ず提出いただく書類】

- ・令和 9（2027）年度大規模災害に伴う入学検定料特別措置申請書
- ・罹災証明書（写し可）ほか、被災状況を証明する公的書類

4. 申請期間

出願開始日～当該受験日における入学年月日の前日（令和 9 年 3 月 31 日）

5. その他

出願後に入学検定料免除の特別措置の申請を行う場合は、上記3. の必要書類を簡易書留で、下記入学課までお送りください。

【お問い合わせ先】

國學院大學総合企画部入学課

電話 03-5466-0141（平日 10：00～16：00）

«すでに入学検定料を納付された方の送付先»

〒150-8440

東京都渋谷区東 4-10-28

國學院大學総合企画部入学課 入学検定料返金係

（注）これから出願する方は、出願書類に同封してください。